

天理市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集要項

1. 目的

天理市に死亡届を提出した遺族を対象に配布する、本市の死亡後の手続き等に関する内容を掲載した「おくやみハンドブック」を発行するにあたり、広告を掲載し、天理市へ無償で提供する民間事業者（以下「無償提供者」という。）を次のとおり募集する。

なお、この事業については、無償提供者が自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、編集、印刷、納品等のおくやみハンドブック作成に係る全ての経費を天理市が負担することなく発行するものである。

2. 事業概要

(1) 内容

- ア おくやみハンドブックの編集、印刷、製本及び納品に関する業務
- イ 掲載広告主募集に関する業務

(2) 納品場所

天理市役所 市民課（納品後は天理市が死亡届提出時等に配布）

(3) 配布期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

※各年度の前年度の3月31日までに納品すること

(4) 発行頻度

1年に1回（合計3回）※毎年更新

(5) 発行部数

各年度900部

ただし、天理市は無償提供者と協議の上、発行部数を変更することができる。

(6) 仕様等

天理市広告付おくやみハンドブック仕様書のとおり

(7) 費用負担

本事業による編集、印刷、製本及び納品等、おくやみハンドブックの発行に要する経費は、無償提供者が負担し、天理市は一切の費用を負担しない。

3. スケジュール

募集要項の公表	令和7年9月10日（水）
応募受付期間	令和7年9月16日（火）～令和7年10月10日（金）

質問期間	令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 30 日（火） 午後 5 時
質問回答日	令和 7 年 10 月 3 日（金）
申込書等提出期限	令和 7 年 10 月 10 日（金）
無償提供者選定	令和 7 年 10 月中旬
選定結果通知	令和 7 年 10 月下旬
協定書締結	令和 7 年 11 月上旬
校正等	協定書締結から配布開始まで 3 回程度、その後配布期間 にあつては、年 1 回程度
配布開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）

※スケジュールについては、天理市の都合により変更する場合がある。

4. 参加資格条件

天理市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集事業に応募する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （３）天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年告示第 68 号）の規定による入札参加資格の取消し措置を受けていないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （５）市税等の滞納がない団体であること。
- （６）令和 3 年度以降において、地方公共団体等の広告募集事業に関する契約等（民間事業者との契約を含む。）を履行した実績及び情報誌の発行事業と同種又は類似する事業の実績があること。

5. 応募受付及び提出

（１）受付期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）午前 8 時 30 分から令和 7 年 10 月 10 日（金）
午後 5 時まで

（２）提出書類及び提出部数

- ア 天理市広告付おくやみハンドブック無償提供申込書 1部
 - イ 天理市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書（以下「提案書」という。） 5部（※提案書は、A4版とし、デザイン案等適宜別紙資料として差し支えない。）
 - ウ 暴力団の排除に関する誓約書 1部
 - エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業主の場合は身分証明書の写し 1部
 - オ 会社概要（パンフレット等） 1部
 - カ 過去の成果物（1例） 5部（※任意）
- ※必要な書類は、天理市ホームページから入手すること。

（３）提出方法

直接持参又は郵送により天理市役所市民課スマート窓口推進係に提出すること。なお、提出する際は必ず提出する際の連絡を事前に電話ですること。

（４）留意事項

- ア 書類提出後の差し替え・修正は認めない。
- イ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- ウ 採用された提案書の内容は、採用となった無償提供者と協議の上、変更することがある。
- エ 提出書類は、この募集の目的以外に使用しない。
- オ 提出書類は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき、公開する場合がある。
- カ 提出書類の内容について、別途確認することがある。
- キ 著作権等について、本業務の実施により発生したすべての著作権（広告部分を除く。）は天理市に帰属するものとし、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、無償提供者の負担で著作権処理を行うこととする。なお、これらを怠ったこと等により、第三者の権利を侵害したときは、無償提供者がその責任の一切を負うこととする。

6. 選定方法及び協定書の締結

（１）選定委員会の設置

天理市広告付おくやみハンドブックの無償提供者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、選定を行う。

（２）選定方法

委員会で定めた評価基準に基づき、提案書等の内容から総合的に審査し、

無償提供者 1 者を選定する。なお、評価項目、評価視点及び配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

なお、最高得点の者が同点の場合は、項目ごとに比較し、「編集・企画内容」、「事業体制」の順で選定を行うが、この場合においても無償提供者が選定できないときには、委員会において協議し、無償提供者を選定する。

その他委員会において疑義が生じた場合は、委員会で協議し決定するものとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全てに対して書面で通知する。

(4) 協定書の締結

天理市は、無償提供者と事業内容について協議の上、協定書を締結する。

7. その他

(1) 応募・提出に要する費用等はすべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類等は返却しない。

8. 提出先及び問い合わせ先

〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605 番地

天理市役所 市民課 スマート窓口推進係

電話 0743-63-1001 (内線 706)

電子メール siminn@city.tenri.nara.jp

評価基準表

次に定める評価項目、評価視点及び配点で評価を行います。

評価項目		評価視点	配点
編集・企画内容	情報の分かりやすさ	死亡後の手続きについて、分かりやすく記載されているか。	20 点
	デザイン・構成 (見やすさ)	利用者に対して見やすいデザイン、構成、文字サイズ等になっているか。	20 点
	表表紙・裏表紙のデザイン	本市らしさが感じられ、おくやみハンドブックとしてふさわしいデザインか。	10 点
広告	広告営業	広告の確保方策は明確であるか。	10 点
事業体制	実施体制	人員は適切に配置されているか。また、当該事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。	20 点
	アフターサポート	発行後の第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合の対応体制は万全を期しているか。	10 点
実績	類似実績	同種・類似事業の実績は十分か。	10 点
合計点			100 点

※合計得点が 6 割に達する申込者がいなかったときは、無償提供者を選定せず、再度募集することがある。